

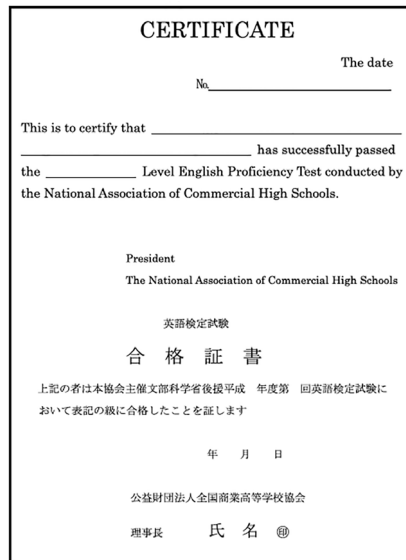
公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

英語検定試験規則

(昭和 49 年 5 月, 50 年 5 月, 54 年 5 月, 55 年 7 月, 平成 4 年 5 月, 5 年 5 月, 13 年 1 月, 14 年 5 月, 21 年 2 月, 26 年 2 月, 27 年 2 月, 28 年 5 月, 令和 2 年 11 月改定)

- 第 1 条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、英語の知識および技能を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験によって行う。
- 第 3 条 検定は第 1 級、第 2 級および第 3 級の 3 種とする。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定試験は年 2 回実施する。
- 第 6 条 検定試験の出題範囲は別に定める。
- 第 7 条 各級とも 100 点満点とし、第 1 級は 70 点以上、第 2、3 級は 60 点以上の成績を得たものを合格とする。
- 第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式



- 第 10 条 検定試験受験志願者は所定の受験票に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
- 第 11 条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

英語検定試験施行細則

- 第 1 条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第 2 条 試験規則第 5 条による試験日は、毎年 9 月の第 2 日曜日（ただし、第 2 日曜日が 13 日以降の場合は第 1 日曜日）および 12 月の第 3 日曜日とする。
- 第 3 条 検定は各級とも 100 点満点とし、制限時間は第 1 級は 90 分、第 2 級は 80 分、第 3 級は 60 分とする。
- 第 4 条 受験料は次のように定める。（消費税を含む）
 - 第 1 級・第 2 級 1,300 円
 - 第 3 級 1,200 円

